

18歳投票がスタートします！

選挙のはなし～その2～



▶投票は満18歳からできます。いつまでに誕生日を迎えていれば、投票はできるのでしょうか？

選挙権を有し、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。

国政選挙の場合、選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者に与えられます。地方選挙の場合、県・町議会の議員、知事、町長の選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者で、町に3か月以上継続して住んでいれば、与えられます。

年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされています。満18歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行なわれることとされており、投票日翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。引っ越しをして住所が変わる場合、引っ越し先の市区町村の選挙人名簿に登録されるためには、住民票を移す必要があります。

進学や就職などに伴い、実家を離れる場合は、実家のある市区町村へ転出届を行い、引っ越し後は引っ越し先の市区町村へ転入届を行って、速やかに住民票を移すようにしましょう。

▶投票日に予定があつて、投票には行けません。投票できる方法がありますか？

投票は、投票日に自ら投票所に行って投票するのが原則ですが、投票日に理由があつて投票に行くことができない場合は、他の投票方法により投票することができます。

1. 期日前投票制度

投票日に学校や仕事はもちろん、旅行やレジャー、冠婚葬祭などで投票に行くことができない人は、選挙期日前にお住まいの期日前投票所で「期日前投票」ができます。

2. 不在者投票制度

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で「不在者投票」ができます。

3. 在外選挙制度

仕事や留学など海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といいます。在外選挙投票ができるのは、日本国籍を持つ満18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人です。

